

事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）について、制度創設以後の適用状況が低迷していることを鑑み、以下の適用要件の緩和等見直しが行われました。（平成 25 年度税制改正）

Topics
01

平成 25 年度改正事項の内容

改正事項		改正の概要
適用要件の緩和	後継者の要件	後継者を被相続人（贈与者）の親族に限るとする要件を撤廃し、親族以外の者に対する遺贈・贈与についても相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とする。
	雇用確保の要件	納税猶予の消滅事由である事業承継期間（5 年間）の雇用確保要件について、相続開始時または贈与時の常時使用従業員数の「毎年度 8 割維持」を「5 年間の平均で 8 割維持」に緩和する。
	贈与税の納税猶予における贈与者要件等	<p>贈与者（先代経営者）について、贈与時の役員退任要件を廃止し、代表者の退任要件とする（贈与後において引き続き役員であっても代表者を退任すれば、適用要件に該当することとする）。</p> <p>納税猶予の適用後、贈与者が役員として認定会社から給与の支給を受けた場合における改正前の納税猶予の取消事由を廃止し、給与の支給を受けた場合においても贈与税の納税猶予の継続を認める。</p>
負債	相続税の納税猶予税額の計算方法	相続税の納税猶予税額を計算する場合において、適用対象者（経営承継相続人等）に債務控除を適用するときは、改正前の特例非上場株式等の価額から控除する方法を改め、特例非上場株式等以外の財産の価額から控除することとし、納税猶予税額を拡充する。

担 の 軽 減	利子税の負担軽減	<p>事業承継期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部または一部を納付する場合には、その期間中の利子税を免除する。</p> <p>納税猶予税額の全部または一部を納付する場合に課される利子税については、その割合を引き下げる（年2.1% 年0.9%）。</p>
	納税猶予税額の再計算の特例の創設	<p>民事再生計画の認可決定があった場合には、納税猶予税額の一部を免除するとともに、その時点における株式等の価額に基づいての税猶予税額を再計算し、再計算後の納税猶予を継続することを認める。</p>
手 続 の 簡 略 化	事前確認制度の廃止	<p>相続開始前及び株式等の贈与前の経済産業大臣の「確認」の手続を不要とする。</p>
	提出書類の簡略化	<p>相続税・贈与税の申告書、事業承継期間経過後の継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては提出を要しないこととする。</p>
	株券不発行会社の担保の容認	<p>株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券が不発行であっても担保提供を可能とする。</p>
	納税猶予税額に対する延納・物納の適用	<p>雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消され、納税猶予税額を納付しなければならない場合においては、延納または物納の適用を可能とする。</p>
そ の 他 の 適 正 化 措 置	資産保有型会社等の要件	<p>適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>イ． 常時使用従業員数が5人以上であることとする要件について、経営承継相続人等と生計を一にする親族は、従業員数から除外する。</p> <p>ロ． 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者に対する貸付けを除外する。</p>
	総収入金額の計算方法	<p>納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、営業外収益及び特別利益を総収入金額の計算から除外する。</p>

相続税の納税猶予税額の計算方法

相続税の納税猶予税額は、次により計算する。

相続・遺贈により財産を取得した者の全員について、通常どおりの税額計算を行う。

➡ 後継者以外の相続人等の税額は、後継者の納税猶予の適用に関わりなく、この計算によって納付税額が確定する。

後継者以外の相続人等の取得財産価額は不変としたうえで、後継者が特例非上場株式等のみを取得したものとして、後継者の税額を計算する。

(注) 後継者が控除すべき債務を負担した場合には、特例非上場株式等の価額から債務控除をした価額(特定価額)により税額計算を行う。

➡ 平成 25 年度税制改正事項

後継者以外の相続人等の取得財産価額は不変としたうえで、後継者が特例非上場株式等の価額の 20%相当額の財産を取得したものとして、後継者の税額を計算する。

(注) 後継者が債務を負担した場合には、特定価額の 20%相当額を基に計算する。

上記 により計算された後継者の税額から、 により計算された後継者の税額を控除した額を納税猶予税額とする。

1 課税価格及び算出税額

		合計	相続人 A(後継者)	相続人 B	
特例非上場株式等		200,000,000 円	200,000,000 円		
その他の財産		400,000,000 円	100,000,000 円	300,000,000 円	
債務控除		100,000,000 円	50,000,000 円	50,000,000 円	
課税価格		500,000,000 円	250,000,000 円	250,000,000 円	
基礎控除額		70,000,000 円			
相続税の総額		138,000,000 円			
(あん分割合)		(1.0)	(0.5)	(0.5)	
算出税額		138,000,000 円	69,000,000 円	69,000,000 円	
改正前	内 訳	納付税額	106,607,200 円	37,607,200 円	69,000,000 円
		納税猶予税額	31,392,800 円	31,392,800 円	
改正後	内 訳	納付税額	93,003,900 円	24,003,900 円	69,000,000 円
		納税猶予税額	44,996,100 円	44,996,100 円	

(注) 相続税額は、平成 25 年改正前の基礎控除額及び税率により計算している。

2 納税猶予税額の計算

(改正前)

	特定価額に基づく後継者 (相続人 A) の相続税額	特定価額の 20% 相当額による 後継者 (相続人 A) の相続税額
後継者 (相続人 A) の特定価額及びその 20% 相当額	特定価額...2 億円 (特例非上場 株式等) - 5,000 万円 (債務控 除) = 1 億 5,000 万円	1 億 5,000 万円 (特定価額) × 20% = 3,000 万円
課税価格の合計額	1 億 5,000 万円 (後継者 A) + 2	3,000 万円 (後継者 A) + 2 億 5,

	億 5,000 万円(相続人 B) = 4 億 円	000 万円 (相続人 B) = 2 億 8,0 00 万円
基礎控除額	7,000 万円	7,000 万円
課税遺産額	4 億円 - 7,000 万円 = 3 億 3,00 0 万円	2 億 8,000 万円 - 7,000 万円 = 2 億 1,000 万円
法定相続分による 取得金額	A 及び B とも...3 億 3,000 万円 × 1/2 = 1 億 6,500 万円	A 及び B とも...2 億 1,000 万円 × 1/2 = 1 億 500 万円
税率適用金額	1 億 6,500 万円 × 40% - 1,700 万円 = 4,900 万円	1 億 500 万円 × 40% - 1,700 万 円 = 2,500 万円
相続税の総額	4,900 万円 × 2 人 = 9,800 万円	2,500 万円 × 2 人 = 5,000 万円
後継者 (相続人 A) の算出税額	9,800 万円 (相続税の総額) × 1 億 5,000 万円 (特定価額) ÷ 4 億円 (課税価格の合計額) = 3,675 万円	5,000 万円 (相続税の総額) × 3,000 万円 (特定価額) ÷ 2 億 8,000 万円 (課税価格の合計額) = 5,357,142 円
納税猶予税額	3,675 万円 - 5,357,142 円 = 31,392,800 円	
納付税額	6,900 万円 - 31,392,800 円 = 37,607,200 円	



(改正後)

	特定価額に基づく後継者 (相続人 A)の相続税額	特定価額の 20%相当額による 後継者 (相続人 A)の相続税額
後継者 (相続人 A) の特定価額及びそ の 20%相当額	特定価額...2 億円 (特例非上場 株式等) = 2 億円	2 億円 (特定価額) × 20% = 4, 000 万円
課税価格の合計額	2 億円 (後継者 A) + 2 億 5,000 万円 (相続人 B) = 4 億 5,000 万 円	4,000 万円 (後継者 A) + 2 億 5, 000 万円 (相続人 B) = 2 億 9,0 00 万円
基礎控除額	7,000 万円	7,000 万円

課税遺産額	4億5,000万円 - 7,000万円 = 3億8,000万円	2億9,000万円 - 7,000万円 = 2億2,000万円
法定相続分による 取得金額	A及びBとも...3億8,000万円 × 1/2 = 1億9,000万円	A及びBとも...2億2,000万円 × 1/2 = 1億1,000万円
税率適用金額	1億9,000万円 × 40% - 1,700 万円 = 5,900万円	1億1,000万円 × 40% - 1,700 万円 = 2,700万円
相続税の総額	5,900万円 × 2人 = 1億1,800 万円	2,700万円 × 2人 = 5,400万円
後継者(相続人A) の算出税額	1億1,800万円(相続税の総額) × 2億円(特定価額) ÷ 4億5, 000万円(課税価格の合計額) = 52,444,444円	5,400万円(相続税の総額) × 4,000万円(特定価額) ÷ 2億 9,000万円(課税価格の合計額) = 7,448,275円
納税猶予税額	52,444,444円 - 7,448,275円 = 44,996,100円	
納付税額	6,900万円 - 44,996,100円 = 24,003,900円	

Topics 03

贈与税の納税猶予税額の計算方法

贈与税の納税猶予税額は、特例受贈非上場株式等の価額を、その後継者のその年分の課税価格とみなして、暦年課税方式により計算します。

< 設例 >

後継者Aが、本年中に父甲から贈与を受けた財産は次のとおりである。Aが贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合の納税猶予税額及び納付すべき税額はいくらになるか。

- ・ 特例受贈非上場株式等 5,000万円
- ・ 現金 500万円

< 計算 >

贈与税の課税価格 5,000 万円 + 500 万円 = 5,500 万円

の課税価格に対する税額 (平成 25 年改正税率前の税率による)

{ 5,500 万円 (課税価格) 110 万円 (基礎控除額) } × 50% (税率)
225 万円 (速算表控除額) = 2,470 万円

納税猶予税額

{ 5,000 万円 (特例受贈非上場株式等の価額) 110 万円 (基礎控除額) } ×
50% (税率) 225 万円 (速算表控除額) = 2,220 万円

納付税額

2,470 万円 () 2,220 万円 () = 250 万円